

一般教育訓練明示書

講座の名称	認定看護管理者教育課程ファーストレベル				
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	3322004	—	2310012	—	4
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (39人)	修了者数 (39人)	
	平成29年11月10日	令和8年3月31日まで			
訓練期間	4ヶ月		総訓練時間	111時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			認定看護管理者教育課程ファーストレベル		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			日本国の看護師免許を有する。看護師免許取得後、実務経験が5年以上ある者。管理業務に関心がある者。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			変化するヘルケアシステムや政策、臨床現場におけるマネジメント、組織におけるリーダーシップなどについての基本的な知識や技術を学習することによって、看護実践の場のリーダーとしてあるいは中間管理職として所属部署内の課題を明確にし、改善していくことができる。		
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
ヘルケアシステム論 I		15	看護管理学習テキスト第1巻		
組織管理論 I		15	看護管理学習テキスト第4巻		
人材管理 I		30	看護管理学習テキスト第3巻		
資源管理 I		15	看護管理学習テキスト第5巻		
質管理 I		15	看護管理学習テキスト第2巻		
統合演習 I		15			
特別講義		6	講師が資料を準備		
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 2022年度内の受講修了者数	39	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	39	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	39	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	25	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		25	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	25	人	②A: 就業者計	25人
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	25人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	2	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	6	人		
	6 その他の効果	5	人		
	7 特に効果はない	9	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	7	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	25人
	2 おおむね満足	17	人		
	3 どちらとも言えない	1	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

修了者に対し、アンケートを実施し把握している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	教科目ごとのレポート審査により評価する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

研修時間の80%以上の出席及びレポート審査合格点率60%以上で修了。研修終了後2カ月以内に、教育運営委員会にて修了審査を行い決定する。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	講義の終了時に必ず質疑応答の時間をとり対応している。専任教員が必要と判断した場合は、実践例等から補足し説明を行っている。また、受講生からの質問に随時対応している。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	専任教員を専従化し、常に相談・指導ができる体制をとっている。研修評価はレポート評価のため、小論文の書き方や文献検索の方法などについて教授している。評価基準に達しない場合は、再評価を実施している。ファーストレベル修了後はセカンドレベル、サードレベルとステップアップし、認定看護管理者資格を目指すことができることを学習要項に示すとともに開講時・修了時に動機づけを行っている。また、コロナ禍にあって、登校ができない受講者についてはオンラインで対応している。就職については、全員がすでに医療機関または介護施設などに就職し、次期リーダーの期待をされ所属長からの推薦を受け受講している。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 川崎学園 (代表者名: 川崎 誠治)
住所及び連絡先	岡山県倉敷市松島288番地 TEL 086-462-1111
施設名称及び施設長名	川崎医療福祉大学 (施設長: 椿原 彰夫)
住所及び連絡先	岡山県倉敷市松島288番地 TEL 086-462-1111
給付制度担当部署・者	川崎医療福祉大学 看護実践・キャリアサポートセンター (担当者: 山田 佐登美)
連絡先	TEL 086-462-1111
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 126,000 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 0 円
① 一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 126,000 円 (うち、必須教材費 0 円)
② 分割払	
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円
	① 副読本代(税込額) 0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0 円
	③ 施設維持費(税込額) 0 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 0 円

[特 記 事 項]

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。